

静岡県森林と県民の共生に関する条例をここに公布する。  
静岡県森林と県民の共生に関する条例

目次  
前文  
第1章 総則(第1条—第3条)  
第2章 県民の合意の形成及び連携の促進(第4条—第12条)  
第3章 森林との共生を図るための基本的な施策(第13条—第21条)  
第4章 森林資源の循環利用の推進(第22条—第24条)  
附則

静岡県は、美しく雄大な富士山や3,000メートル級の山稜りょうが連なる南アルプスをはじめとして、天竜美林に代表される天竜川流域の林業地帯、天城を中心とする伊豆の森林など豊かで多彩な森林を有し、これらにより魅力ある「しずおか」が形づくられている。  
森林は、太古の昔から、二酸化炭素の吸収と酸素の供給などにより地球環境の形成にかかわり、生命をはぐくむとともに、水を蓄え、災害を防ぎ、文化を育て、木材などの資源や癒いやしと安らぎの場を提供するなど、私たちの生活に極めて重要な役割を果たしてきた。  
しかし、私たちの生活様式や経済活動の変化に伴い人と森林とのかかわりが薄れ、先人達が大切に守り育ててきた森林は、その多様な機能を十分に発揮させることが難しくなっている。  
また、近年では、地球の温暖化など環境の悪化への懸念から、持続可能な社会の実現が求められており、このためには、温暖化の原因となっている二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄えることのできる木材などの資源を石油などの資源に代えて積極的に活用していく必要がある。  
森林の有する機能は私たちに様々な影響を与え、私たちの活動は森林に影響を与えるものであることとか、森林の力が最大限に発揮されるよう「森林との共生」を図っていくことは、私たちに課せられた責務である。  
このような認識の下に、森林の力を高め、美しく恵み豊かな森林に包まれた魅力あふれる「しずおか」を創造し、未来に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、森林との共生について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県、県民その他の者の役割を明確にするとともに、県民総参加による合意と連携の仕組みをつくることにより、森林との共生に関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進し、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者(国及び市町(財産区を含む。以下同じ。))を除く。)をいう。
- (2) 森林との共生 県民が、森林を守り、育て、及び活かすことにより、森林との良好な関係を築きながら、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることをいう。
- (3) 森林の有する多面的機能 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成、癒いやしと安らぎの場の提供、文化の醸成等の機能(第16条第1項においてこれらを「森林の有する公益的機能」という。)に林産物を供給する機能を加えた森林の機能をいう。
- (4) 持続可能な社会 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をいう。
- (5) 森林組合等の事業体 森林組合法(昭和53年法律第36号)の規定による森林組合及び森林の施業を行う事業者をいう。
- (6) 事業活動を行う者 県内で事業活動を行うすべての事業者をいう。
- (7) 森林の施業 植栽、下草刈り、枝払い、除伐、間伐、伐採等の林業経営に必要な作業をいう。
- (8) 木材産業関係者 木材産業その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 森林は県民に対し、県民の活動は森林に対して相互に影響を与えるものであることから、森林との共生を自らの責務として認識し、常に森林に関心を持って、森林からもたらされる恵みを県民共有の財産として未来に継承していかなければならない。

- 2 森林との共生は、森林の適正な整備及び保全が図られるよう、県民相互の合意と連携に基づいて、それぞれの役割と責務を果たしながら推進されなければならない。
- 3 森林との共生は、森林が気候風土や生態系に深く関係しているとともにその成長に長い年月を要するものであることから、地域の特性に応じ、かつ、長期的な展望に立って推進されなければならない。
- 4 森林との共生は、森林資源が持続可能な社会の実現に資する再生産の可能な資源であることから、その持続的かつ有効な活用を図ることにより推進されなければならない。

第2章 県民の合意の形成及び連携の促進

(県の役割)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森林との共生に関し、県民の理解を深め、県民の共通の目標を設定し、及び総合的かつ計画的に施策を実施するよう努めるものとする。

2 県は、森林との共生に関し、県民、森林所有者、事業活動を行う者等の合意の形成及び連携の仕組みを整えるよう努めるものとする。

3 県は、国及び市町と連携し、森林との共生の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第5条 県民は、森林からもたらされる恵みが県民共有の財産であることを深く認識し、基本理念にのっとり、森林との共生に関し、自ら知恵及び労力を提供し、並びに必要な費用を負担するよう努めるものとする。

- 2 県民は、前項に定めるもののほか、山村及び里山周辺その他の森林の影響を直接的に受ける地域の住民(以下「森林地域の住民」という。)等が実施する森林との共生に関する取組に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。
  - 3 県民は、基本理念にのっとり、地域において生産される木材その他の森林資源(以下「地域材等」という。)を積極的に活用するよう努めるものとする。
  - 4 森林を整備するボランティア活動を行う個人又は団体(以下「森づくり活動を行うもの」という。)は、その活動を恒常的に推進するよう努めるとともに、森林地域の住民又は他の森づくり活動を行うものとの連携を図ることにより、県民にその活動等を広めるよう努めるものとする。
  - 5 森林地域の住民は、当該地域における森林、動植物等の状況その他の森林との共生に関する情報を発信するよう努めるとともに、森づくり活動を行うものを受け入れる体制づくりなどにより、その活動に協力するよう努めるものとする。  
(事業活動を行う者の役割)
- 第6条 事業活動を行う者は、森林からもたらされる恵みが県民共有の財産であることを深く認識し、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林との共生に配慮するよう努めるものとする。
- 2 事業活動を行う者は、森林との共生に関し、自ら事業活動を通じて培った技術及び組織を活用した労力を提供し、並びに必要な費用を負担するよう努めるものとする。
  - 3 事業活動を行う者は、前項に定めるもののほか、森林地域の住民等が実施する森林との共生に関する取組に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。
  - 4 事業活動を行う者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地域材等を積極的に活用するよう努めるものとする。  
(森林所有者の役割)
- 第7条 森林所有者は、自らの所有する森林が森林地域の住民はもとより広く県民に影響をもたらすことを自覚し、基本理念にのっとり、その適正な整備及び保全を図るよう努めるものとする。
- 2 森林所有者は、前項に規定する整備及び保全を自ら行うことが困難である場合には、他の森林所有者との共同による作業、森林組合等の事業体への委託その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 3 森林所有者は、木材が環境への負荷を軽減することのできる再生産の可能な資源であることを深く認識し、基本理念にのっとり、計画的に木材を生産して消費者に供給するよう努めるものとする。
  - 4 森林所有者は、森づくり活動を行うもの等が実施する森林との共生に関する取組に対し、自らが所有する森林の使用を認める等積極的に協力するよう努めるものとする。  
(森林組合等の事業体の役割)
- 第8条 森林組合等の事業体は、森林が広く県民に影響をもたらすこと及び木材が環境への負荷を軽減することのできる再生産の可能な資源であることを深く認識し、地域における森林経営の中核的な担い手として、基本理念にのっとり、森林の適正な整備及び保全、木材の安定的な供給の推進並びに人材の育成に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 森林組合等の事業体は、森林の適正な整備が遅れている森林所有者はもとより、広く森林所有者に対し、地域における森林所有者相互の森林との共生に関する合意の形成の仲介、森林の施業に関する計画の提案その他の措置を講ずることにより、計画的な森林整備を促進するよう努めるものとする。
  - 3 森林組合等の事業体は、森づくり活動を行うもの等が実施する森林との共生に関する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。  
(木材産業関係者の役割)
- 第9条 木材産業関係者は、木材が環境への負荷を軽減することのできる再生産の可能な資源であることを深く認識し、基本理念にのっとり、品質の確かな地域材等の安定的な供給その他の取組を連携して、かつ、積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 木材産業関係者は、新たな製品の開発その他の消費者の需要を喚起する方法により、地域材等の有効な活用に積極的に取り組むよう努めるものとする。
  - 3 木材産業関係者は、事業活動を行う者等が実施する森林との共生に関する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。  
(森林県民円卓会議の設置及び所掌事務)
- 第10条 県は、県民の森林との共生に関する合意の形成及び連携した取組を促進するため、森林県民円卓会議を置く。
- 2 森林県民円卓会議は、次に掲げる事務を行う。
    - (1) 地域の特性に応じた森林との共生に関する事項について、地域の住民等の意見を収集すること。
    - (2) 前号に規定する地域の住民等の意見に基づく地域の森林に関する課題及び提案について協議すること。
    - (3) 前号の規定による協議の結果を森林との共生に関する基本的な方針としてとりまとめること。
    - (4) 前号に規定する基本的な方針について、広く情報を発信すること。
  - 3 前2項に定めるもののほか、森林県民円卓会議に関し必要な事項は、知事が別に定める。  
(森林との共生に関する基本的な計画)
- 第11条 知事は、森林との共生に関する施策その他の取組を総合的かつ効果的に推進するため、森林との共生に関して県民の共通の目標となる基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 基本計画には、森林との共生に関する中長期的な目標、取組の方向その他の必要な事項を定めるものとする。
  - 3 知事は、必要に応じて基本計画に森林との共生に関する施策を重点的に推進するための地域を定めることができる。
  - 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民に意見を求めるものとする。
  - 5 知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。
  - 6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。  
(森林との共生に関する白書)

第12条 知事は、毎年、森林の状況、森林との共生に関する施策の実施状況等を明らかにした森林との共生に関する白書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 森林との共生を図るための基本的な施策

(県民の理解の促進)

第13条 県は、県民に森林とのふれあいの場を提供するため、県有林を活用するとともに、県民がふれあうことのできる森林に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県民が森林との共生に関する取組に接する機会の充実に図るため、その取組に関する活動の情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、県は、森林との共生に関する県民の理解を深めるため、森林に関する情報の提供、森林に関する学習機会の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の参加の促進)

第14条 県は、森林との共生に関する取組への県民の参加を促進するため、県民の意見を当該取組に反映させることのできる機会の確保、森づくり活動を行うもの等と連携した当該活動の展開、地域材等の利用の拡大に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林の適正な整備)

第15条 県は、森林の有する多面的機能の向上を図るため、森林所有者、森林組合等の事業体等に対し、その森林の存する地域の経済、社会及び環境の特性に応じた森林の施業に係る技術の普及、効率的な森林の施業に対する支援その他の森林の適正な整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、森林の有する多面的機能の向上を図るため、森づくり活動を行うものに対し、その活動の支援、当該森づくり活動を行うものと森林地域の住民等との連携の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林の適正な保全)

第16条 県は、森林の有する公益的機能の維持及び回復を図るため、森林所有者、森林組合等の事業体等と連携し、森林の現況の把握、山地災害、病害虫被害等の予防及び復旧のための対応策の策定及び実施、行為の規制、自然生態系の保全その他の森林の適正な保全に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、県は、すべての県民の協力により同項の措置を講ずることができるよう、県民への必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林との共生に関する技術の向上)

第17条 県は、森林との共生に関する技術の向上を図るため、大学その他の研究機関と連携した研究開発の推進、その成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第18条 県は、森林組合等の事業体、森林地域の住民等と連携し、森林との共生を図ることができる専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、及び確保するよう努めるものとする。

2 県は、前項の規定により人材を育成し、及び確保するため、森林との共生に係る業務に従事する技術者の労働条件の向上の促進、就労の促進、高度な技術の習得の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、森づくり活動を行うもの及び森林に係る環境教育を行うことができる人材を育成するために、研修を実施し、又は指導者の養成を行う者を支援するよう努めるものとする。

(魅力ある山村づくりの推進)

第19条 県は、森林との共生に資する魅力ある山村づくりを推進するため、山村地域における生活環境の整備の促進、就業機会の確保に対する支援、都市と山村との間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県営林の管理)

第20条 県は、森林との共生に関する取組の模範となるよう、県営林を計画的かつ適切に管理するものとする。

(財政上の措置)

第21条 県は、森林との共生に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第4章 森林資源の循環利用の推進

(地域材の安定的な供給)

第22条 県は、地域材(地域において生産される木材をいう。以下同じ。)の安定的な供給を図るため、地域材の生産基盤の整備、地域材の加工体制の整備及び地域材の流通体制の整備の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域材の利用の拡大)

第23条 県は、地域材の利用の拡大を図るため、住宅等への地域材の活用の促進、県民の地域材に対する理解の促進、公共事業への地域材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林資源の有効な活用)

第24条 県は、森林資源の有効な活用を図るため、木材の多段階利用(木材を、建築用資材、家具、紙、肥料、燃料その他の用途に、その形を変えながら可能な限り利用し、又は再利用することをいう。)及び木材の新たな用途の開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、森林資源が再生可能な範囲で利用されるよう、利用可能な当該資源の把握、その情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。